

○厚生労働省告示第百八十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十七号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の第1の4の注1中「又は第3号ロ」を「第3号ロ又は第4号」に改め、同4の注2中「第24条第4号」を「第24条第5号」に改める。

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第二条 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二号イ中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改める。